

## 山口県犯罪被害者等支援推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、山口県犯罪被害者等支援推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、山口県犯罪被害者等支援条例（令和3年山口県条例第1号。以下「条例」という。）に基づき、山口県の犯罪被害者等支援（条例第2条第3項に規定する犯罪被害者等支援をいう。）の推進に関し、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 犯罪被害者等（条例第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。）に対する支援施策に関すること。
- (2) 県民への広報啓発活動に関すること。
- (3) 県、市町の相談窓口に関すること。
- (4) 県、市町その他の関係機関・団体の連携に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

### (会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、山口県環境生活部長の任にある者をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する会員がその職務を代理する。

### (運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の議長は、会長をもって充てる。
- 3 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対し、出席を求め、意見を徴することができる。

### (秘密の保持)

第6条 会員は、協議会で知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、山口県環境生活部県民生活課及び山口県警察本部警務部警察県民課とする。

2 協議会の庶務は、山口県環境生活部県民生活課において処理する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

(別 表)

山口県犯罪被害者等支援推進協議会会員

所属・団体		役 職
山 口 県	環境生活部	部長
	総務部学事文書課	課長
	環境生活部県民生活課	課長
	環境生活部男女共同参画課	課長
	こども・子育て応援局こども家庭課	課長
	土木建築部住宅課	課長
	教育庁学校安全・体育課	課長
山口県警察本部	警務部警察県民課	課長
公益社団法人山口被害者支援センター		事務局長
県内の各市町の犯罪被害者等支援業務担当課		課長等